

あなたの投票所はこちらです

投票区	投票所	投票区の区域
1	幕別町役場	幸町、本町1、本町2、本町3、錦町1、錦町2、寿町1、寿町2、寿町3、相川南、相川北
2	緑町近隣センター	緑町1、緑町2、緑町3、緑町4、新町、大豊、明野南、新川
3	鉄南ふれあい交流館	宝町、南町1、南町2、軍岡、南勢
4	幕別北ふれあい交流館	旭町1、旭町2、旭町4、明野北
5	猿別近隣センター	豊岡2、西猿別、猿別
6	相川西近隣センター	相川、相川西、千住東
7	千住西ふれあい交流館	千住1、千住2
8	稲志別近隣センター	稲志別、新生、中稲志別、豊岡1
9	札内コミュニティプラザ	中央町1、中央町2、中央町3、青葉町1、青葉町2、春日町、東春日町
10	暁町近隣センター	豊町、札内区、暁町東、暁町西、暁町北
11	あかしや近隣センター	あかしや町、あかしや中央、泉町、泉東
12	若草町近隣センター	桂町1、桂町2、桂町3、若草町1、若草町2、若草町3
13	あかしや南近隣センター	昭和、依田、西和、文京町、あかしや南1、あかしや南2、みずほ町
14	札内北コミュニティセンター	西町2、桜町北、桜町中央、桜町南、北町1、北町2、北町3、共栄町2、新北町西、新北町東
15	北栄町近隣センター	西町1、北栄町1、北栄町2、共栄町1、共栄町3
16	途別ふれあい交流館 (近隣センター)	途別
17	日新近隣センター	上稲志別、日新1、日新2
18	古舞近隣センター	古舞
19	新和近隣センター	新和
20	糠内コミュニティセンター	糠内市街、五位、糠内第1、中糠内、西糠内、美川、中里
21	明倫近隣センター	明倫
22	駒島公民館	駒島
23	忠類コミュニティセンター	忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類西当、忠類上忠類、忠類上当、忠類東宝、忠類元忠類、忠類幌内、忠類新生、忠類豊成、忠類晩成

※表中網掛け部分の6か所は、午後7時に投票所を閉鎖します。

コミバスに乗って期日前投票に行こう！



7月は「まくバス」、「さつバス」とともに休まず運行します。
参議院議員通常選挙の期日前投票に、コミバスに乗ってお越しいただいた方は、往復の運賃が『無料』になりますので、是非ご利用下さい。
投票に来る際は、乗務員に入場券を見せていただくことで無料に、投票後は投票所で無料乗車券をお渡ししますので事務従事者にお声がけ下さい。
【コミバスが利用可能な投票所】
・役場(No.11 役場前停留所で降車)
・札内コミュニティプラザ(No.1 札内支所前停留所で降車)

参議院議員通常選挙に行こう！

7月21日(日) 午前7時～午後8時

(一部投票所は午後7時まで)



投票にあたっての注意事項

◎投票には入場券を忘れずに

投票手続きの円滑化や、投票日や投票所の周知のため投票所入場券を発行しています。入場券が届かなかったり、入場券を無くした場合でも、選挙人名簿に登録されている方は投票できますので、投票所で係員にお申し出ください。

◎住所が変わった方の投票

幕別町で投票できる方は、幕別町の選挙人名簿に登録されている方です。転入転出の手続きの際にはご案内をしておりますが、ご不明の場合は、選挙管理委員会にお問合せください。

◎候補者の名前ははっきりと

せっかく投票しても、書いた字が分からないために無効になることがあります。名前は、記載台の氏名掲示をよく見てははっきりと書いてください。

◎代理投票制度

からだの不自由な方、文字を書くことが困難な方のための制度です。投票所の係員が補助者として選挙人の指示どおり記載しますので、投票所でお申し出ください。

※選挙人のご家族や付き添いの方は、代理投票の補助者となることができませんので、ご注意ください。

7月21日(日)に投票所に行けない方は

期日前投票・不在者投票を

期日前投票・不在者投票期間

仕事や旅行などで投票日に投票することができない場合、期日前投票・不在者投票を行うことができます。

7月5日(金)～7月20日(土)

午前8時30分
～午後8時

投票所

- ▶役場1階ロビー
- ▶忠類コミュニティセンター児童室
- ▶札内コミュニティプラザ コミュニティホール

※どの投票所でも期日前投票ができます。
※投票所入場券(はがき)を持参ください。

不在者投票

投票日に幕別町以外の市町村に滞在している方は、滞在中のまちで不在者投票をすることができます。
町選挙管理委員会に投票用紙を請求する必要があります。
ため、お早めの手続きをお願いします。

問 幕別町選挙管理委員会 (☎☎54-5400)

開票は即日開票です

- 場所…幕別町民会館
- 時間…午後9時10分頃から
開票速報を町ホームページに掲載します。
開票所内の中間発表は、その都度更新します。
前回の参議院議員選挙の得票数の判明時刻
- 小選挙区……………午後10時48分頃
- 比例区……………午後11時59分頃

公職選挙法の改正に伴い、選挙制度が変わります。

- 選挙区、比例区の議席数が増えます。
→選挙区は、全体では148議席(現行146議席)となり、今回の選挙では74議席が改選となります。(北海道選挙区は3議席です。)
- 比例区では、全体では100議席(現行96議席)となり、今回の選挙では50議席が改選となります。
- 比例区に特定枠制度が導入されます。
→現行の非拘束名簿式では個人名での得票数により当選者が決定されていますが、このことに加え、政党で優先的に当選する候補者を指定できる「特定枠制度」が導入されます。